

令和 4 年下期～令和 9 年上期
プロジェクト情報管理システムを使用した
文書管理支援業務
民間競争入札実施要項(案)

令和 4 年**月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

目次

1. 趣旨	4
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	4
2.1. 業務の概要	4
2.2. 業務の詳細な内容	4
2.3. 業務の範囲	4
2.4. 業務の実施方法	4
2.5. 業務の引継ぎ	5
2.6. 創意工夫	5
2.7. 確保されるべきサービスの質	5
2.8. 契約の形態及び支払	6
3. 実施期間に関する事項	6
4. 入札参加資格に関する事項	6
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	7
5.1. 入札に係るスケジュール	8
5.2. 入札の実施手続	8
6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	9
(1) 評価方法	9
(2) 業務落札者の決定	9
(3) 落札予定者が決定しなかった場合の措置	10
7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	10
8. 民間事業者が JAXA に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	10
(1) 民間事業者が JAXA に報告すべき事項等	10
(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置	10
(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	11
9. 本業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間業者が負うべき責任等	12
(1) JAXA による求償	13
(2) 民間事業者による求償	13
10. 業務の評価に関する事項	13
(1) 事業の実施状況に関する調査の時期	13
(2) 調査の実施方法	13
(3) 調査項目	13
(4) 評価聴取等	13
(5) 実施状況等の提出	13
11. その他本業務の実施に際し必要な事項	13
(1) 業務実施状況等の監理委員会への報告及び公表	13
(2) JAXA の監督体制	14
(3) 民間事業者の責務	14

(添付資料)

別紙1. 事前審査項目表

別紙2. 従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費

2. 従来の実施に要した人員
3. 従来の実施に要した施設及び設備
4. 従来の実施における目的の達成の程度
5. 従来の実施方法等

別紙3. 満足度調査票

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、宇宙航空研究開発機構（以下、「JAXA」という。）は公共サービス改革基本方針（平成26年7月11日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「プロジェクト文書管理運用支援業務」（以下、「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるものとする。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

2.1. 業務の概要

本業務は、JAXA 職員が作成または取得した、紙文書または電子ファイル（以下、これらをまとめて「文書」という。）を、各プロジェクト等で蓄積・管理し、これらの文書を有効に活用する環境を整備することによりプロジェクト等業務の効率化・確実化に資すること。さらに、指定文書については、全社的に有効に活用できる環境に整備することにより、職員の業務の効率化を図るため以下の業務を行う。

① プロジェクト情報管理システムを使った文書の登録、維持管理

2.2. 業務の詳細な内容

本業務は、以下(1)～(2)の業務から構成されている。各業務の詳細は、令和 4 年下期～令和 9 年度上期プロジェクト情報管理システムを利用した文書管理支援業務調達仕様書（以下、「調達仕様書」という。）6 項による。

(1) プロジェクト情報管理システム（PIMS）を使用した支援業務

- ・ 文書の登録・維持
- ・ JAXA 文書管理システムへのデータ伝送
- ・ 環境変化に対する対応
- ・ 作業手順等の更新管理
- ・ PIMS の運用に必要な情報の維持・管理
- ・ 問合せ対応
- ・ 利用者支援及び文書管理の啓発

(2) 付随する業務

2.3. 業務の範囲

本業務は、筑波宇宙センター、東京事務所、宇宙科学研究所で実施する。また、情報の種類として、JAXA が作成または外部組織から入手した会議資料、技術資料、成果報告書等を取り扱う。

実施対象となる事業所・部署とその所在地及び取り扱う情報種類について、詳細については、調達仕様書 5 項による。

2.4. 業務の実施方法

本業務の実施方法及び実施にあたってのその他の条件、留意点について、詳細については、調達

仕様書 8 項～14 項による。

(1) 業務の実施方法(調達仕様書 8 項)

実施計画書の作成、連絡会議の開催、業務報告書の作成、業務実施手順書の作成・維持を行う。

(2) 業務を実施する上でのその他の条件(調達仕様書 9 項)

本業務で必要となる機器及び管理物品の共用・貸与について、宅配便の利用について、著作権の取扱いについて、契約終了時の業務の引継ぎ等について、調達仕様書に示す。

(3) 確保されるべきサービスの質(本実施要項 2.7 項にも記載、調達仕様書 10 項)

確保されるべきサービスの質について、実施要項及び調達仕様書に示す。

(4) 検査(調達仕様書 11 項)

本業務の履行にあたっての検査方法等について調達仕様書に示す。

(5) 提出文書(調達仕様書 12 項)

実施計画書、業務報告書、業務実施手順書を提出する。

(6) 納入品(調達仕様書 13 項)

業務完了報告書を納入する。

(7) 納入先(調達仕様書 14 項)

JAXA セキュリティ・情報化推進部(筑波宇宙センター:茨城県つくば市)を提出先とする

2.5. 業務の引継ぎ

(1) 引継ぎ(民間事業者が行う引継ぎ・準備作業)

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、JAXA から業務の引き継ぎを受けるものとする。

なお、民間事業者が行う引継ぎや準備行為等に対して、民間事業者に発生した費用は民間事業者の負担とする。

JAXA は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

(2) 請負期間満了後の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

本業務の終了に伴い、次期の入札において異なる民間事業者が受託した場合には、民間事業者は新たな民間事業者が円滑に本業務を遂行するために必要な業務内容を明らかにした書類等により JAXA に対し引継ぎを行うものとする。その際、JAXA から質問があった場合も対応すること。

なお、その際の事務引き継ぎに要する経費は、JAXA 負担とする。

JAXA は、当該業務が円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

2.6. 創意工夫

民間事業者は、本業務の質を高めるため、創意工夫による改善提案を行うことができる。提案を受けて JAXA が適切と判断した場合は業務に反映すること。

2.7. 確保されるべきサービスの質

本業務は文書の登録及び利活用により職員の業務の効率的な実施に資するため、また公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)に基づき国民への説明責任を果たすために必要となるプロジェクト情報管理支援を行うものである。

これらを鑑み民間事業者は、以下にあるサービスの質を確保すること。いずれの場合も職員に原因が由来して質が確保できなかった場合を除く。

(1) 民間事業者は、調達仕様書 6 項に定めた作業毎の内容及び実施計画書(調達仕様書 8.1 項)に沿って、

本業務を適切に行うこと。

- (2) 2.2 項(1)・JAXA 文書管理システムへのデータ伝送の作業において、エラー率を 0.5%以下とすること。
- (3) 技術情報は日々、利用し活用できることで本業務の評価が確認できる。利用部署に対し以下の趣旨を含むアンケートを行い上位 2 段階で 6 割以上を達成すること。アンケートの回収率は、PIMS 利用部署の登録を担当している職員等に対し 8 割以上とする。
それぞれ4段階(満足、ほぼ満足、やや不満足、不満足)に分けて評価をする。全回答の 60%以上が満足、またはほぼ満足の回答であることをもって判断する。ただし、利用したことがないサービスは対象外とする。
 - ・速やかに PIMS に情報を登録したか
 - ・登録内容に誤りはなかったか
 - ・研修はわかりやすかったか
 - ・操作等が分からなかった時の対応は速やかに行われたか。
 - ・その説明はわかりやすかったか

2.8. 契約の形態及び支払

- (1) 契約の形態は、請負契約とする。
- (2) JAXA は、本契約に基づき民間事業者が実施した本業務について、請負契約の契約期間(令和 4 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日)中に完了報告を受け、受領検査を実施し、請負契約の目的物を合格と認めた時は民間事業者の所定の請求書を受理した日から 30 日以内に請負契約により約定された契約金額を民間事業者に支払う。
- (3) 契約対価の支払方法は、給付の完了時に当該給付に相当する約定金額を一括して支払う納入払いを原則とするが、必要があると認めるとき(契約期間、金額、納入品、その他取引慣行等を勘案)は、支払い条件に関する特約条項により、契約履行期間中に契約金額の全部又は一部を支払うことができる。
- (4) 法令変更による追加費用の負担
法令の変更により、民間事業者に生じた合理的な増加費用は、アからウに該当する場合には、JAXA が負担しそれ以外の法令変更については、民間事業者が負担する。
 - ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
 - イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
 - ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

3. 実施期間に関する事項

本業務の契約期間は、令和 4 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

民間事業者は、次の全ての要件を満たすこと。

なお、共同事業体として入札する場合にも、全ての要件を構成員全員が満たしているものとする。

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号(第 11 号を除く。)に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。(なお、未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意

を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)

(3) 予決令第 71 条の規定に該当しないこと。

(4) 等級

文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和 4 年度に「役務の提供等」の A、B、C の等級に格付けされている者であること。ただし、資格の有効期間が令和 4 年 3 月 31 日までの者は、請負契約履行開始時に令和 4 年度以降の同資格を有していること。

(5) 指名停止に関する排除事項

文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構契約事務実施要領第 11 条第 3 項に定める次の各号の一に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 組合(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合)を直接又は間接に構成する組合員及び事業者であつて組合が受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っている者が前①の規定に該当する場合の当該組合

③ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構契約事務実施要領第 14 条の規定による競争参加資格停止措置を受けた時、又は同要領第 14 条の 2 の規定による取引停止等の措置を受けた時

(7) 円滑かつ適切なコミュニケーション

本業務の実施において、JAXA と日本語で円滑かつ適切なコミュニケーションが図れる者であること。使用する言語又は通貨は、日本語、日本国通貨とする。

(8) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の販売及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続していない者であること。

(9) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(10) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(11) 単独で対象業務を行えない場合、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合には、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。代表となる者は上記(1)から(10)の入札参加資格全てを満たす必要がある。入札参加グループの構成員は、上記(4)以外のすべての入札参加資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成し、提出すること。

【注】入札参加グループとは、本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者を指す。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

5.1. 入札に係るスケジュール

- (1) 入札公告:令和 4 年 5 月上旬
- (2) 入札説明会(現場の視察含む): 令和 4 年 5 月 * 日
- (3) 質問受付期限:令和 4 年 5 月 * 日
- (4) 提出書類提出期限:令和 4 年 6 月 * 日
- (5) 開札(落札予定者決定): 令和 4 年 7 月 * 日
- (6) 落札者の決定:令和 4 年 7 月下旬頃
- (7) 契約の締結:令和 4 年 8 月初旬頃
- (8) 業務の引継ぎ:令和 4 年 8 月初旬頃～

5.2. 入札の実施手続

(1) 提出書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 事前審査項目表

別紙 1 の事前審査項目表に基づき以下の項目の審査に必要な資料を提出すること。

- ・ 会社体制
- ・ 実施体制
- ・ 従事者の経歴
- ・ 情報管理体制

② 参考見積書

参考見積書は、請負契約締結後に発生する経費のみを計上すること。各経費は、可能な限り内訳を示し詳細化すること。また、人件費の単価証明書若しくはそれに代わる書類を添付すること。

③ 入札書

入札金額は、契約期間(令和 4 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日)の全ての業務を実施するために必要な総価とすること。

なお、入札者は消費税に係る課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった業務の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

⑤ 競争参加資格審査結果通知書の写し

令和 4 年度文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」A、B、C 等級に格付されている者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑥ 紙入札参加希望書

電子入札システムにより入札を行うことができない旨の理由を示した書類。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は不要。

- ⑦ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類。
- ⑧ 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

(2) 入札説明後の質問受付

入札公告以後、入札説明書等の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、JAXA に対して質問を行うことができる。質問は原則として質問書により行い、質問内容及び JAXA からの回答は原則として、入札説明書等の交付を受けた全ての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者に意向を徴取した上で公開しないよう配慮する。本実施要項の内容や入札に係る事項について疑問点があるときは、事前に質問し入札の日時前までに熟知しておくものとする。入札後において、当該入札関連事項についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

- (3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、JAXA から入札書類に関し説明を求められた場合には、入札参加者の負担において説明をしなければならない。

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

(1) 評価方法

本業務を実施する者（以下、「落札者」）の決定は、本業務に係る入札価格の評価（事前審査型価格評価方式）によるものとする。

(2) 業務落札者の決定

ア. 5. 2. (1). ①の事前審査において、不合格通知を受けなかった者のみが入札に参加できる。

イ. 入札価格が JAXA が設定する予定価格の範囲内で最も廉価な者を落札予定者とする。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ウ. 落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、または、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、次順位者を落札予定者としてすることがある。

エ. 落札予定者となるべき者が 2 人以上あるときは、環境活動への取り組みが、優れた者を落札予定者とする。

なお、環境活動に対する取り組みが高い者とは、次に掲げる①から④までの事項のうち、満たしている項目が一番多い者を落札予定者とする。ただし、3 項目以上は同点と見做す。

- ①環境会計公表
- ②ISO14001 の報告を含む環境報告書の発行
- ③ISO14001 の認証取得又は同等の環境活動評価プログラムの実施
- ④環境管理部門の設置

オ. 前項エ. によっても落札予定者が定まらない場合は、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない

JAXA の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

カ. JAXA は、落札予定者が決定したときは、遅滞なく、落札予定者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。

(3) 落札予定者が決定しなかった場合の措置

JAXA は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、或いは事前審査項目を全て満たした入札参加者がなかった場合は、事業範囲の変更を含め入札条件等を見直した後、再度公告を行う。また、JAXA は、本業務を実施する時間が十分に確保できない等、やむを得ない場合には、本業務を自ら実施すること等ができる。この場合において、JAXA はその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会(以下、「監理委員会」という。)に報告する。

7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本業務における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙 2 のとおり。

ただし、入札準備及び提案書作成の参考として、過去の実施における成果報告書、関連する JAXA 技術資料等の閲覧を希望する場合は、秘密保持約款同意書の提出を条件に閲覧できるものとする。

8. 民間事業者が JAXA に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が JAXA に報告すべき事項等

①報告等

ア.本業務に関して、JAXA に寄せられたクレームや問合せについて、JAXA から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

イ.本業務に関して、民間事業者に寄せられたクレームや問合せについて、民間事業者はその内容及び対処方法を毎月末 JAXA に報告しなければならない。

ウ.民間事業者は、本業務を実施するにあたり、契約履行期間中の事故の防止等、JAXA 職員の安全衛生については十分配慮するとともに、事故等(セキュリティインシデントも含む)が発生した場合、迅速に対応するとともに、速やかに JAXA に報告しなければならない。また、JAXA の求めに応じて、文書を作成し、提出すること。

②指示

JAXA は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①個人情報の保護

民間事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人情報の適切な管理をしなければならない。また、民間事業者が本業務に関して知り得た JAXA の保有個人情報についても適切な管理をしなければならない。

②業務上知り得た秘密

民間事業者で、その役職員その他本業務に従事する者又は従事していた者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①本業務の開始及び契約条件

ア.民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に本業務を開始しなければならない。
イ.本契約の契約条件等は、本実施要項及び JAXA 標準請負契約書によるものとする。

②金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等の授受を行ってはならない。

③宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、JAXA の名称並びにシンボルマークを本業務以外の民間事業者自らが行う事業の宣伝に無断で使用する事及び自らが行う業務が本業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

④法令の遵守

民間事業者は、本業務の実施するに当たり適用を受ける関連法令等を遵守しなくてはならない。

⑤安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑥記録及び帳簿

民間事業者は、本業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、本業務を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければならない。

⑦権利の譲渡等

ア.民間事業者は、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

イ.民間事業者は、本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑧下請負

ア.民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して第三者に請負わせてはならない。

イ.民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について第三者に請負わせる場合は、当該下請業者の行為はすべて、当該民間事業者の行為とみなす。

ウ.下請業者は、上記 8.(2) 及び(3)の②から⑦までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑨契約内容の変更

JAXA 及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、

あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の了承を得るとともに、法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。(JAXA 側の事由による変更としては、法律及び JAXA 規程類の改正、組織改正、情報システムの更新等を想定。)

⑩契約の解除

JAXA は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、民間事業者は、当該契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を JAXA に納付するとともに、JAXA との協議に基づき、当該契約解除に係る事務処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

ただし、前記違約金の定めは違約金額を超過する損害額についての損害賠償及び JAXA による違約金額の減免を妨げるものではない。

ア.偽りその他の不正の行為により落札者となったとき。

イ.文部科学省競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ.契約に沿った本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ.ウ.に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ.法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ.法令又は契約に基づく指示(「8.民間事業者が JAXA に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本業務の適正かつ確実な実施のために民間事業者が講ずべき事項」)に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。)に違反したとき。

キ.民間事業者又はその役職員その他本業務に従事する者が、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

ク.暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ケ.暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

⑪損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により JAXA に損害を与えたときは、JAXA に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑫不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず民間事業者の責に帰することができない事由により本業務の全部又は一部の実施が遅滞又は不能となった場合には責任を負わない。

⑬契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と JAXA が協議する。

9. 本業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間

業者が負うべき責任等

(1) JAXA による求償

JAXA が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、JAXA は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について JAXA の責に帰すべき理由が存する場合は、JAXA が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 民間事業者による求償

民間事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について JAXA の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は JAXA に対し、求償することができる。

10. 業務の評価に関する事項

(1) 事業の実施状況に関する調査の時期

JAXA は総務大臣が行う評価の時期(令和 8 年度を予定)を踏まえ、本業務の実施状況については令和 7 年 9 月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者は対象事業の状況について取りまとめ、JAXA あてに報告するものとする。
なお、対象事業の状況の取りまとめのうち、必要な項目は(3)の項目である。

(3) 調査項目

本業務に係る2. 6及び2. 7の項目について把握する。

(4) 評価聴取等

①上記調査を行うにあたり、本業務を実施する民間事業者は、本業務の実際の運営に要した経費を記録、集計する。

②上記(3)の調査項目について、本業務を実施する民間事業者とこれまで実施してきた民間事業者との比較を行うこととし、評価方法については、外部有識者の意見を聴くものとする。

(5) 実施状況等の提出

JAXA は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うために、令和 7 年 10 月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

11. その他本業務の実施に際し必要な事項

(1) 業務実施状況等の監理委員会への報告及び公表

①業務実施状況等の監理委員会への報告

JAXA は、本業務の実施状況について、8. (1)①の報告等を踏まえつつ、10. に掲げる調査を行った後、速やかに監理委員会へ報告する。

②立入検査、指示等の報告

JAXA は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に通知するものとする。

(2) JAXA の監督体制

- ①本契約に係る監督は、JAXA セキュリティ・情報化推進部自ら、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- ②本業務の実施状況に係る監督及び検査は、JAXA セキュリティ・情報化推進部が行う。

(3) 民間事業者の責務

- ①委託事業に従事する者は刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②民間事業者は、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は JAXA を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- ③民間事業者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ④民間事業者は、本業務実施に当たっては、適用される法令、実施要項及び契約の規定にしたがって適切に行うこと。

以上